

II 指定申請について

7 申請に係る留意事項

(1) 指定要件（指定基準）の確認について

障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者等として指定を受けるためには、指定基準（栃木県条例等で定める人員、設備及び運営に関する基準）を満たさなければなりません。

指定基準・最低基準・解釈通知等については、「参考 指定基準一覧」をご覧ください。栃木県ホームページや厚生労働省ホームページ等で御確認ください。

(2) 関係法令の適合状況の確認について

事業所の設置や運営にあたっては、建築基準法、消防法などの関係法令を遵守する必要があります。許可や届出等の必要性の有無は各法を所管する行政機関に相談・確認を行い、必要な手続きを必ず行ってください。

指定の審査に当たっては、使用する建物の建築基準法等への適合状況を確認させていただきますので次の書類を提出してください。

〈建築基準法関係〉

- ・新築建物の場合 → 検査済証の写し
- ・既存建物で用途変更が必要な場合 → 用途変更の手続きが完了したことが分かる書類
- ・既存建物で用途変更が不要な場合 → 建築基準法を所管する行政機関（市役所の建築課等）に相談した結果を相談結果記録書（任意様式）にまとめ、提出してください。

※相談日、担当課・担当者名、手続きが不要な理由（面積が200㎡以下のため等）は必ず記載してください。

〈消防法関係〉

- ・防火対象物使用開始届の写し
- ・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写し（スプリンクラー設備等を設置した場合）

※いずれも消防署の受付印がある書類の写しを提出してください。

また、事業内容等に応じ確認の必要がある場合、各法の許可証等の写しを提出いただく場合がありますので、御了承ください。

〈その他確認が必要となる例〉

- ・関係法令に基づく許可・届出が必要な生産活動を行う場合

食品を扱う場合 → 食品衛生法

クリーニング業を行う場合 → クリーニング業法

リサイクル業を行う場合 → 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、古物営業法

- ・通院等乗降介助を行う場合 → 道路運送法の事業許可

- ・従業員の労務管理、労働保険・社会保険について → 労働基準法 など

(3) 法人の登記事項証明書に係る事業目的の記載について

申請書の添付書類として、法人の登記事項証明書を添付いただきますが、**登記事項証明書の「目的等」の項目には申請を行う事業が記載されていることが必要です。登記事項証明書に申請を行う事業の記載がない場合、原則として申請書の受理はできません。**

なお、就労継続支援A型の申請については、次の点についても御留意ください。

- ・添付書類として、登記事項証明書に加え、定款についても提出が必要です。

・就労継続支援A型事業者は、「専ら社会福祉事業を行う者でなければならない」ため、登記事項証明書及び定款の事業目的の中に当該A型事業で行う事業目的以外で社会福祉事業※に該当しない事業目的が記載されている場合、原則として申請書の受理はできません。

※社会福祉法第2条に掲げる「第1種社会福祉事業」及び「第2種社会福祉事業」に該当するものをいう。

〈記載例〉

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業」

「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」

(4) 事業所の開設準備について

次の場合等は原則として指定申請書の受理はできませんので、御留意ください。

- ・ 人員基準に定める従業者の確保ができていない場合。
- ・ 事業所が工事中である場合やサービス提供に必要な備品等が納入されていない場合。
- ・ 関係法令の許可、協議等が整っていない場合。

また、指定時には人員・設備だけでなく運営面においても準備が整っている必要があります。従業者の雇用関係の書類（雇用契約書等）、勤務管理を行う書類（タイムカード、出勤簿、シフト表等）や個別支援計画の様式、サービス提供記録の様式等の書類を備えておく必要があります。

(5) 欠格事由について

申請者・開設者（又は法人役員等）が障害者総合支援法・児童福祉法に規定する欠格事由に該当する場合、指定を受けることができません。